

社会福祉法人設立を考えている方々へ

- 1 社会福祉法人を設立し、どのような事業を行う予定ですか？
 - ・ 社会福祉法人が行うことのできる事業は限られています。
(社会福祉事業：社会福祉法第2条に限定列举)
(公益事業及び収益事業：社会福祉法第26条に規定)
 - ・ 社会福祉法人の行う事業は、社会福祉法第2条に規定されていますので、それ以外の事業のみをもって、社会福祉法人の設立はできません。
 - ・ 公益事業及び収益事業の事業規模が、全事業の過半を占めることはできません。

- 2 事業の活動拠点は、どこを考えていますか？
 - ・ 各市町村ごとに施設や利用者の数などの計画が策定されていますので、施設整備予定の関係各課と十分に協議してください。
なお、指定障がい福祉サービス事業者、指定居宅サービス事業者等の指定等は当広域福祉課で行っています。

- 3 基本財産は、ありますか？
 - ・ 社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うに必要な資産（基本財産）を備えなければならない」と社会福祉法第25条に規定されています。
その資産とは、原則として社会福祉法人所有の土地、建物等をいいます。

- 4 建設資金等は、どのように確保するのですか？
 - ・ 建物の建設資金等の一部に対して、国、府、市町村の補助制度を利用できる場合がありますが、自己資金として建設資金等を用意する必要があります。
また、法人の設立当初の運転資金として、年間事業予算の約12分の1以上（介護保険法上の事業及び障がい福祉分野における支援費対象事業の場合は12分の2以上）の資金が必要です。
建設資金の借入金として、独立行政法人福祉医療機構という公的融資機関を利用（融資限度額有り）することができますが、あくまで「借入金」ですので、施設開設後返済しなければなりません。

- 5 社会福祉法人の運営は、誰がするのですか？
 - ・ 上記の条件が整って社会福祉法人の設立を行うこととなりますが、法人を運営していくために評議員及び役員（理事・監事）が必要になります。
 - ・ 評議員及び役員の報酬等については、報酬等の支給基準に従って支給する必要があります。

- 6 どのような人が、評議員、役員（理事・監事）になる予定ですか？
 - ・ 役員等の就任にあたっては、いくつかの条件を満たす必要があります。
(1) 評議員（理事の員数を超える数）
 - ア 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

- イ 社会福祉法第40条第1項の各号に該当しない者
- ウ 評議員は、当該法人の理事、監事又は職員等の職務を兼務できません。
- エ 評議員のうちには、各評議員又は各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と社会福祉法施行規則（以下「規則」とする。）第2条の7及び第2条の8の各号に該当する特殊の関係がある者も含まれてはなりません。

(2) 理事（6人以上）

- ア 理事には次に掲げる者が含まれなければなりません。
 - ・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - ・当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - ・当該法人が施設を設置している場合は、当該施設の管理者
- イ 社会福祉法第44条第1項で準用する第40条第1項各号に該当しない者
- ウ 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と規則第2条の10の各号に該当する特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と規則第2条の10の各号に該当する特殊の関係がある者が理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはなりません。

(3) 監事（2人以上）

- ア 監事には次に掲げる者が含まれなければなりません。
 - ・社会福祉事業について識見を有する者
 - ・財務管理について識見を有する者
- イ 社会福祉法第44条第1項で準用する第40条第1項各号に該当しない者
- ウ 監事は、当該法人の評議員、理事及び職員等の職務を兼務できません。
- エ 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と規則第2条の11の各号に該当する特殊の関係がある者が含まれることになってはなりません。

7 発起人の法的責任について

- ・発起人の事務の遂行に伴って、個人的に法的責任が発生する場合があります。
- ・発起人がその事務を行う際には、高度の注意義務が要求されます。したがって、発起人代表者が注意を怠り、第三者に対して損害を及ぼした場合、その代表者は個人的に賠償責任を負うことがあります。さらに、代表者以外の発起人も、注意をすれば損害の発生を防ぐことができるにもかかわらず、その注意を怠った場合には、賠償責任を負うことになります。

8 法人設立の事務は、誰が担当されますか。

- ・社会福祉法人の設立申請には、多岐にわたる書類を必要とします。これらの書類は今後の法人運営に大変重要なものですので、法人の設立後理事長や、施設長になる予定の方が直接事務手続きを行ってください。

9 社会福祉法人設立審査会について

- ・ 社会福祉法人を新たに設立しようとする場合には、あらかじめ、社会福祉法人設立認可審査会に諮る必要があります。

後は、法人の設立、施設の開設に向けて、担当課（者）と綿密に連絡を取りながら、手続きを進めてください。